

給水装置工事基準、東広島事務所での運用事項

番号	基準書 ページ	項目	運用内容
1	III-1-2	3階以上建物直結直圧給水	3階直圧以上は配管口径、配管延長等の確認が必要なことから給水装置工事申込書に水理計算書添付とします。
2	III-1-2	貯水槽水道設計事前協議	貯水槽製作及び附属機器に係る詳細について給水装置工事申込前に仕様を調整することから、貯水槽水道設計事前協議書の提出を必須とします。
3	III-1-4	加入金の納付書の発行と納付時期	手数料と同一に発行し、承認時までの納付とします。
4	III-1-5	給水分岐工事の立会	給水分岐工事の効率化を図るため、原則、職員の立会はずチェックシートの提出とします。
5	III-1-6	メーター先行出庫要件	集合住宅、大口径に加え井戸切替、受水槽一括も先行出庫可能とします。
6	III-1-7	撤去工事の立会	撤去工事は閉栓等と工事内容が簡易なことから立会いはなしとし、写真検査とします。ただし、審査手数料及び工事検査手数料は必要となります。
7	III-1-8	臨時給水装置工事(1栓臨時)	止水栓までの工事が完了している場所での1栓臨時は、臨時工事竣工及び給水開始届(申請書)、臨時給水廃止届で行います。また、手数料はありません。
8	IV-4-4	負荷単位表	負荷単位表については新しい様式を使用することとします。
9	IV-7-1	道路内の分岐口径	25mm以上の分岐を推奨します。
10	IV-7-2	ロケーティングワイヤーの施工	ロケーティングワイヤーの施工は継続します。
11	IV-7-2	分岐方法	基準書に示されている企業長が別に指示する場合として配水管50mm×給水管40mm、配水管75mm×給水管50mmの分岐については、不断水割丁字管とします。配水管40mm×給水管25mmの分岐についてはサドル付分水栓とします。
12	IV-7-3	分岐撤去	VP管のチーズ分岐の撤去は状況に応じて原則、直管戻しとします。(断水多数の場合、弁栓止めとします。)
13	IV-9-1	止水栓	キャップ式ボール止水栓とします。
14	V-3-2	穿孔	密着コアだけでなく、銅コアも使用可能とします。
15		給水管50mm以上の管種	50mm以上の給水管で寄附をする場合、又は同口径分岐で寄附必須の場合の材料は配水用ポリエチレン管とします。また、量水器が50mm以上の場合はメーター2次側に仕切弁設置とします。
16		減圧弁	静水圧0.75Mpa以上の区域は原則メーター2次側に減圧弁を設置することとします。
17		各種様式	次の様式はこれまで使用していたものを流用します。貯水道水道設計事前協議書、消火栓変更設置申請書、止水栓までに工事に係る誓約書、給水装置工事に係る誓約書、メーター確認書、加入金留保届、加入金権利充当確認書、臨時工事竣工及び給水開始届、臨時給水廃止届、加入金還付願、サドル付分水栓等による分岐穿孔チェックシート、メーター毀損亡失届、給水装置台帳閲覧・写しの交付申請書、水理計算書(直結直圧方式)、水理計算書(直結増圧方式)、工事検査指摘事項通知書 【新しい様式】器具給水負荷単位表(専用住宅)、器具給水負荷単位表(その他) 【その他基準表等】水道メーター先行出庫基準、給水分岐の可否判断フロー・給水分岐可否判断フロー(図解)、各種耐圧試験施行基準